

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

◇告 示

身体障害者福祉法による医師の指定

目 次

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

飼料の分析検査の概要

土地改良事業計画の適否の決定(四件)

土地改良事業の認可(五件)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(三件)

河川区域の指定(二十三件)

◇選管告示

選挙管理委員会の招集

◇公 告

林業改良指導員資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第七十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項

の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
横川歯科医院	境港市元町一、八〇〇番地	昭和五十年十一月六日
都田医院	京町八二番地	一日
明島産婦人科医院	倉吉市幸町五〇七の一八	十六日

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
小児科	飯塚幹夫	鳥取市江津七三〇番地鳥取県立中央病院

鳥取県告示第七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
横川 歯科医院	境港市元町一、八〇〇番地	全国	昭和五十年十一月六日
都 田 医 院	境港市京町八二番地	〃	一日
明島産婦人科医院	倉吉市幸町五〇七の一八	〃	十六日

鳥取県告示第七十四号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	飼料の名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
			粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
姫路市飾磨区細江字浜万才1288 豊橋飼料株式会社 姫路工場	マルチ完全配合飼料 成鶏用エンゼル	71TD第24号	15.5 16.0	3.0 4.3	6.0 2.9	12.5 11.4	東伯郡大栄町西園1070 山田鶏卵店 飼料庫 昭和50年9月22日
	マルチ大雑用配合飼料ハイグロウラー	73TC第1号	14.0 14.7	2.5 4.1	6.0 3.0	10.0 8.5	
呉市築地町2-44	クレスツ株式会社						倉吉市殿城237
	クレスツ印完全配合飼料 種豚用	72BD第26号	14.0 14.8	1.5 2.5	8.0 4.0	10.0 7.0	クレスツ機倉吉営業所 昭和50年9月22日
	クレスツ印完全配合飼料 中雑用	70TB第37号	17.0 19.0	2.5 3.7	6.0 3.2	8.0 7.0	
	クレスツ印完全配合飼料 幼豚用	第6100号	17.0 17.3	2.0 2.1	6.0 2.9	9.0 6.1	
	クレスツ印完全配合飼料 成鶏用マツシユ	70TD第366号	17.0 18.1	3.0 4.4	6.0 2.5	12.5 10.8	
	クレスツ印完全配合飼料 乳牛用松	70UE第45号	16.0 16.1	2.0 2.5	10.0 5.9	10.0 9.3	
境港市外江町3743の1	山陰くみあい飼料株式会社	第3942号	20.0 21.5	3.0 3.1	5.0 3.3	8.0 6.1	境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社 昭和50年9月26日
	くみあい標準配合飼料 幼雑用1号						
	くみあい標準配合飼料 大雑用1号	70TC第40号	14.0 14.1	3.0 3.5	6.0 4.2	9.0 7.3	

くみあい標準配合飼料 中雛用1号	第5555号	17.0 18.9	3.0 3.4	5.0 3.4	8.0 6.1	東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合 飼料庫
くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグマツシュ16	72TD第83号	16.0 16.6	3.5 4.1	5.0 2.8	12.5 11.9	
くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグマツシュ17	72TD第84号	17.0 18.0	3.5 4.2	5.0 2.6	12.5 12.3	
くみあい配合飼料 成鶏用16特号マツシュ	70TD第193号	16.0 17.2	2.5 3.1	6.0 2.9	12.5 10.1	
倉敷市水島海岸通3丁目3番地 丸紅飼料株式会社 水島工場 マールベニ印完全配合飼料 乳牛3	69UE第2号	13.0 14.2	1.0 3.1	11.0 4.5	10.0 7.5	
横浜市戸塚区舞岡町半屋敷520 全国酪農業協同組合連合会 横浜飼料工場 全酪連完全配合飼料 ほ乳期子牛成用カーフトップ	69UA第7号	26.0 26.8	10.0 13.6	1.0 0.1	8.5 7.4	
小野市黍田町字冲中曾根898-2 全国酪農業協同組合連合会 関西飼料工場 乳牛用完全配合飼料 全酪1号	72UE第71号	13.0 14.8	2.0 3.1	10.0 8.8	10.0 8.5	

【備考】 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 いては「以上」をマツシュソリエル受着飼料については「以下」を示し、「粗繊維及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	表示区分	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社 神戸工場 乳牛用大山・ベレット	表	17.0 18.1	1.5 4.3	12.5 6.4	10.0 8.0	東伯郡東伯町保 大山乳業農業協同組合 飼料庫 昭和50年9月22日
横浜市戸塚区舞岡町半原敷520 全国酪農業協同組合連合会 横浜飼料工場 犍育成用飼料	表	24.0 24.3	1.0 1.6	3.3 0.4	10.0 7.6	
小野市泰田町字沖中曾根398-2 全国酪農業協同組合連合会 関西飼料工場 全酪連グローバルカード [㊦]	表	20.0 21.1	2.0 3.0	6.5 4.6	8.0 7.1	
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社	表	16.0 16.1	2.5 2.7	4.0 2.5	8.0 4.2	境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社 昭和50年9月26日
くみあい配合飼料 ビジエースB	表	15.0 15.9	2.5 2.7	4.0 2.3	6.0 4.7	
くみあい配合飼料 ビジエースエクストラ	表	14.0 14.6	2.5 2.9	5.0 3.1	8.0 4.3	
くみあい配合飼料 ビジエースC	表	15.0 16.1	2.0 3.0	7.0 4.6	9.0 6.2	

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を付した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を付した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果以外については「以上」をフオツジエソリアエゾル吸着飼料については「以下」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第七十五号

昭和五十年十月六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(下砂見地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

昭和五十年十月六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(長柄地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

昭和五十年十月三十日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良(寺内地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

昭和五十年十一月十二日付けで米子市から申請のあつた土地改良(青木地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十九号

八束町から申請のあつた町営土地改良(小別府地区農業用排水)事業

は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十号

河原町から申請のあつた町営土地改良(牛戸地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十一号

中山町から申請のあつた町営土地改良(退休寺地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十二号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区農道整備)事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（二部地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の變更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画道路の變更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、関金町から倉吉都市計画道路の變更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十七号

天神川水系に係る一級河川加茂川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六
条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千八十八号

天神川水系に係る一級河川田谷川について、河川法（昭和三十九年法律
第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六
条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千八十九号

橋津川水系に係る二級河川東郷池について、河川法（昭和三十九年法律
第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六

条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千九十号

橋津川水系に係る二級河川東郷川について、河川法（昭和三十九年法律
第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六
条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千九十一号

橋津川水系に係る二級河川羽衣石川について、河川法（昭和三十九年法
律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六
条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第九十二号

由良川水系に係る二級河川由良川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六條第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第九十三号

黒川水系に係る二級河川黒川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六條第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第九十四号

天神川水系に係る一級河川三徳川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六條第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第九十五号

天神川水系に係る一級河川矢送川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六條第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第九十六号

橋津川水系に係る二級河川舎人川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第九十七号

洗川水系に係る二級河川洗川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第九十八号

勝田川水系に係る二級河川勝田川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第九十九号

橋津川水系に係る二級河川橋津川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千百号

斐伊川水系に係る一級河川加茂川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千百一号

日野川水系に係る一級河川法勝寺川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千百二号

日野川水系に係る一級河川東長田川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千百三号

日野川水系に係る一級河川別所川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千四百号

妻木川水系に係る二級河川妻木川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十二年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千五百号

佐陀川水系に係る二級河川佐陀川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千六百号

佐陀川水系に係る二級河川精進川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千七百号

佐陀川水系に係る二級河川野本川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千八百号

阿弥陀川水系に係る二級河川飯戸川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第千九号

阿弥陀川水系に係る二級河川阿弥陀川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和五十年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年十二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十年十二月八日(月) 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

(1) 新成人研修会の開催について

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）

第2条の規定により、昭和50年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和50年12月5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、旧大学令（大正7

年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規定（明治41年文部省令第32号）により林業に関する学科目の検定に合格した者

(2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和51年2月10日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を連算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書（第1号様式）を添え、昭和51年1月6日までに、知事に提出すること。

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間

昭和50年12月15日から昭和51年1月6日まで

（郵送の場合は、昭和51年1月6日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林部造林課

(3) 試験の日時

筆記試験 昭和51年2月10日 9時から

口述試験 昭和51年2月10日 13時から

(4) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁本庁舎会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	木材加工、林産化学、林業機械

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

3 出願書類

- (1) 受験願書 (第2号様式)
- (2) 履歴書 (第3号様式)
- (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- (4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のア又は1の職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書 (第4号様式)
- (5) 写真 (最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

4 受験手数料及びその納付方法等

- (1) 受験手数料 500円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

- (3) 既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。

6 その他

- (1) 試験に関し不正の行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。
- (2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又は最寄りの地

方農林振興局林業課に照会すること。
なお、郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式

(日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

鳥取県知事 殿

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有することの認定を受けたので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 ㊟

記

ふりがな名			
生年月日		性 別	
本 籍			
現住所		郵便番号	

第2号様式

(日本標準規格B5)

受 験 願 書

収入証紙
はり付け欄

鳥取県知事 殿

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名 ㊟

記

ふりがな名			
生年月日		性 別	
本 籍			
現住所		郵便番号	
選択項目			

第3号様式

(日本標準規格B5)

履 歴 書			
ふりがな氏名	生年月日	性別	
本 籍			
現住所			
学 歴			
卒業年次	学校名及び専攻科目	所 在	地
年 月			
職 歴			
勤務期間	勤 務 場 所	職 名	業 務 内 容
年 月 年 月 月 まで			

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏 名 ㊟

第4号様式

(日本標準規格B5)

職 名	職 歴 証 明 書	年 月 日 生
ふりがな氏名		
<p>1 試験研究に従事した期間及び勤務場所</p> <p>2 教育に従事した期間及び勤務場所</p> <p>3 普及指導に従事した期間及び勤務場所</p> <p>上記に相違ないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>所属長職名 氏 名 ㊟</p>		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一冊一箇月五百円(送料を含む。)】